

お役立ち☆くらしの情報 ⑤③

「介護保険料の払い戻しがあります」という  
還付金詐欺の相談が市消費生活センターにありました

「お金が返ってくるので  
ATMへ行くように」と  
言われたら還付金詐欺です

問い合わせ 市民課生活人権室 ☎53・2111 (内線2233、2234) 記事ID 0046739

【事例】

市役所介護保険課Aと名乗る男性から、介護保険料を払いすぎているので、26200円払い戻します。キャッシュカードを持って〇〇銀行のATMへ行き、これから言う電話番号へかけてくださいと言って、電話が切れた。不審に思い市役所に電話をかけたら介護保険課はなく、介護高齢課であり、Aという職員は在籍しておらず、市役所から電話をかけたことがわかった。



もしも、市役所のもので  
が。払い過ぎの還付金があり  
ますよ。



ひとこと助言

「お金が返ってくるのでATMへ行くように」という電話があったら、還付金詐欺です。すぐに電話を切ってください。指示された電話番号にかけたりせず、市役所の担当課へ確認するか、警察や消費生活センターへ相談してください。



振り込みの指示には絶対に従わず、市役所の担当課へ確認してください

▼市役所職員になりすまし、「医療費の還付がある」、「介護保険料の払い戻しがある」などと言い、携帯電話とキャッシュカードを持ってATMへ行くように誘導し、振り込みをさせようとする手口です。

消費者ホットライン188  
イメージキャラクター  
「イヤヤン」



消費者ホットライン  
局番なし  
188 (いやや)

専門の相談員がいます  
**村上市消費生活センター**  
☎53-2111 (内線2233、2234)  
FAX53-2541

荒川支所地域振興課市民生活室	☎62-3103
神林支所地域振興課市民生活室	☎66-6112
朝日支所地域振興課市民生活室	☎72-6885
山北支所地域振興課市民生活室	☎77-3112